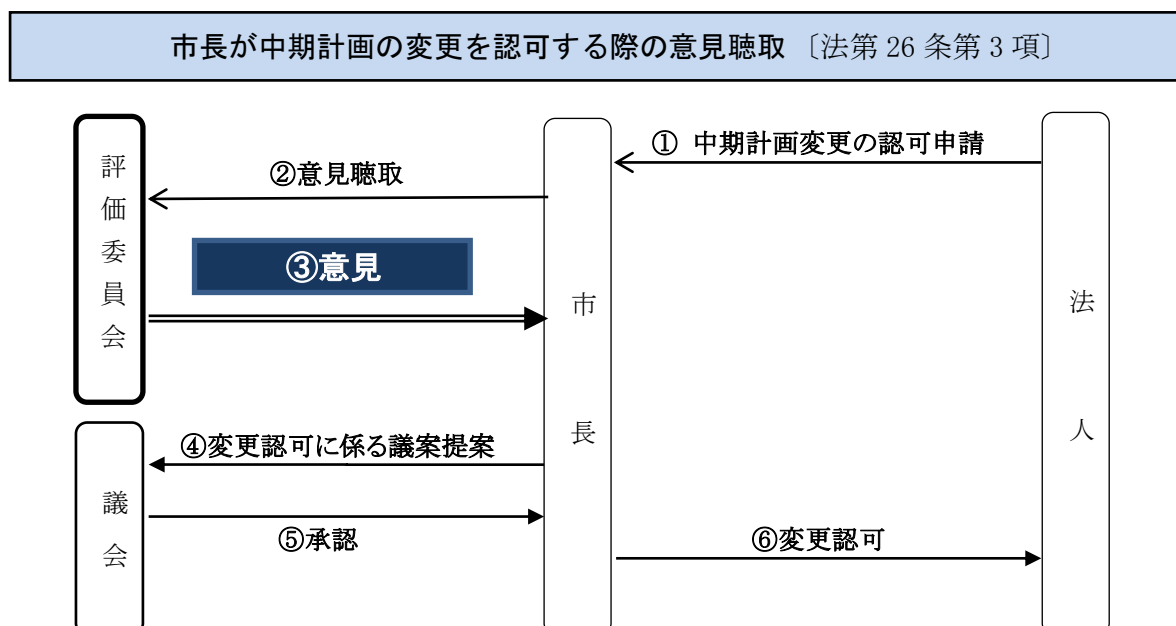


平成28年度 第1回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会 審議事項についての説明資料

審議事項 地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更に係る認可について

- 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、中期計画を変更しようとするときは、設立団体の長から中期計画の変更に係る認可を受ける必要があります。
- 設立団体の長は、中期計画の変更を認可しようとするときは、同条第3項の規定に基づき、あらかじめ評価委員会の意見を聴く必要があります。また、設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人の中期計画の変更を認可する場合、法第83条第3項に基づき、議会の議決を経る必要があります。
- 広島市長は、平成28年4月19日付けで地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）から、資料2を内容とする中期計画の変更に係る認可申請を受理しました。
- 評価委員会は、この認可申請を受理した市長から、同日付けでその認可に当たっての意見を求められました。
- 本日の審議は、法人の中期計画変更の認可に係る市長への意見提出についての審議を行います。

〔参考〕フロー図



《根拠法令》 地方独立行政法人法

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- ③ 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第83条

- ③ 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。